

平成 23 年 9 月 9 日

電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限の

緩和後の対応について

(社)日本ショッピングセンター協会

1. 緩和内容

1) 被災地の適用除外

被災地（東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の全被災地域）に対しては 9 月 2 日（金）をもって、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限措置を終了する（5 日以降は適用しない）。

（注）現行の電気の使用制限措置の期間

東京電力管内：9 月 22 日まで

東北電力管内：9 月 9 日まで

2) 東京電力管内の前倒し終了

東京電力管内の電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限措置は、9 月 9 日（金）をもって終了する（22 日（月）から、2 週間前倒し）。

2. 緩和後の政府の考え方

使用制限終了後も、9 月中下旬は残暑が戻る可能性もあることから、使用制限解除後も 15% の需要抑制は努力目標として残すこととする。ただし、気温も下がってくることから、国民生活及び経済活動に支障がなく、無理をしない範囲で節電を行うよう要請する。

（注）「夏期の電力需給対策について」（平成 23 年 5 月 13 日電力需給緊急対策本部決定）においては、9 月末日まですべての需要家が一律▲15% の目標の下に需要抑制に取り組むこととされている。

3. 電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の緩和（東京電力管内の前倒し終了）後の基本的考え方

当協会は、平成23年5月19日付けで、計画停電や大規模停電を回避し、震災復興や経済の再生に支障が生じないように、会員各社が積極的に自主行動計画をとりまとめ昨年比15%のピーク電力削減目標を達成されるよう「SCの節電対策ガイドライン」を取りまとめ公表したが、上記緩和内容及び緩和後の政府の考え方を受け、

1) 9月末日までは、気温状況の変化に伴う電力需給状況や営業状況を勘案し柔軟に対処するものの、引き続き節電対策を継続努力する。

2) 10月以降は、電力需給状況、営業状況を勘案しつつ各社の経営判断にゆだねる。

ということを基本的考え方とする。

以上